

いよぎん後見制度支援預金

2020年4月6日現在

	内 容
1. 商品名	いよぎん後見制度支援預金
2. 対象となる預金	普通預金
3. 販売対象	家庭裁判所より後見制度支援預金締結の「指示書（契約締結）」を交付された未成年後見人または成年後見人 ※補助人、保佐人、任意後見人は対象外
4. 期間	期間の定めはありません。 ※家庭裁判所の「指示書」により解約手続きを行うまで
5. 預け入れ (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	家庭裁判所の「指示書」に基づき預入します。 1円以上 1円単位
6. 払戻方法	家庭裁判所の「指示書」に基づき払戻します。
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	○変動金利（普通預金利率） ○毎日の店頭表示利率を適用します。 ○利率は金融情勢に応じて変更します。 年2回、3月と9月の第2土曜日の翌日に預金に組み入れます。 毎日の最終残高1千円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日として日割による計算をします。
8. 手数料	口座開設手数料11,000円（税込）を口座開設時にいただきます。
9. 付加できる特約事項	家庭裁判所の「指示書」に基づき、「定期送金サービス」が利用可能です。その場合、当行所定の手数料（取扱手数料、振込手数料）が必要です。
10. 中途解約時の取り扱い	－
11. その他参考となる事項	○預金保険の対象であり、預金保険制度の範囲内で保護されます。 ○1人1口座に限ります。 ○キャッシュカードは発行しません。 ○いよぎんダイレクト（個人IB）等での取り引きはできません。 ○給与振込、年金指定、配当金等の受け取り、振込金の入金はできません。 ○公共料金等の口座振替はできません。 ○ATMでの取り引きはできません（記帳のみ可能です）。 ○マル優はご利用できません。
12. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付日：月～金曜日（祝日および銀行の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時